

総合賠償制度 (請負賠償責任保険)

※下記の記載は当社が加入している保険の内容であり、当社は募集代理店ではありません。
※詳細につきましては保険会社の規定に従うものとします。

すべてのリース・レンタル機械器具(非工作車輛を除く)が対象となります。お客様が請負作業・請負工事中に弊社レンタル機械の操作、操縦、使用上のミスなどで第三者への身体・財物に対し損害を与え法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

補償内容

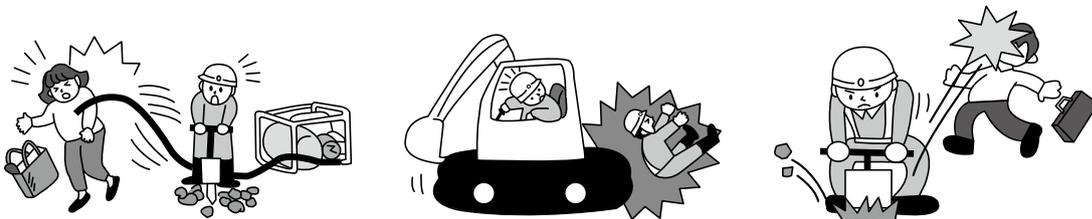
※詳細につきましては保険会社の規定に従うものとします。

	補償限度額	免責金額
対人賠償	1名 5,000万円	10万円(1事故)
	1事故 2億円	
対物賠償	1事故 1,000万円	10万円(1事故)

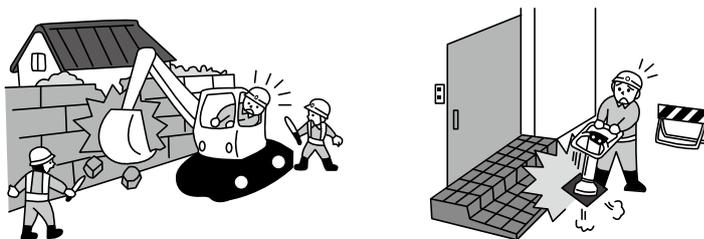
※平成25年4月現在

対象となる事故の一例

※事故事例によって補償の対象外になる場合もございますのでご注意ください。
※詳細につきましては保険会社の規定に従うものとします。



(第三者の身体に損害を与えた場合)



(第三者の財物に損害を与えた場合)

補償の対象とならない主な場合

※詳細につきましては保険会社の規定に従うものとします。

- ・お客様の従業員、下請負人（使用人を含みます。）の身体に与えた損害に起因する賠償責任
- ・お客様および下請負人などの所有、使用、管理する財物に与えた損害に起因する賠償責任
- ・地下・基礎・掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動、土砂崩れ、軟弱化もしくは土地の流出、流入による土地の工作物、その収容物等の損壊および地下水の増減による損害に起因する賠償責任
- ・レンタカー、トラックなどの非工作車両が他人の身体・財物に与えた損害に起因する賠償責任
- ・公道走行中に工作車両が他人の身体・財物に与えた損害に起因する賠償責任（公道での工事中の損害を省きます。）
- ・お客様の故意によって生じた賠償責任
- ・戦争、暴動、労働争議に起因する損害ならびに地震、噴火、津波またはこれらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
- ・契約不履行等で生じる工事遅延による賠償金等の間接的な損害に起因する賠償責任
- ・お客様、および下請負人が使用するリース・レンタル機械、支給資機材自体の損害に起因する賠償責任
- ・石油物質の公共水域への排出・流出・拡散・放出または漏出等によって生じた損害に起因する賠償責任 など

事故にあわれた場合は

巻末の『全建リース総合賠償制度事故報告書』に記入し、担当営業所へ連絡の上FAXをお願い致します。

※事故報告書はホームページからもダウンロード出来ます。

<http://www.hsk-rental.co.jp/system/compensation/>

